

千葉県窒素酸化物対策指導要綱

〔目的〕

第1条 この要綱は、窒素酸化物を排出する工場又は事業場の事業者に対し窒素酸化物の排出総量を指導することにより、窒素酸化物に起因する大気汚染を防止し、もって県民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。

〔定義〕

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 適用施設：別表第1の窒素酸化物に係るばい煙発生施設の欄に掲げるばい煙発生施設をいう。ただし、専ら電気を熱源とするものを除く。
- (2) 通常最大稼動：一の適用施設を定格能力以下で運転する場合において、通常時における最大稼動の状態をいう。
- (3) 重油の量に換算した原料及び燃料の量：ばい煙発生施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を次に掲げる換算方法により重油の量に換算した場合の量をいう。
 - ア 原料については、別表第2の原料の種類欄に掲げる原料の種類ごとに、それぞれ同表の原料の量の欄に掲げる量を同表の重油の欄に掲げる重油の量に換算する。
 - イ 燃料については、別表第3の燃料の種類欄に掲げる燃料の種類ごとに、それぞれ同表の燃料の量の欄に掲げる量を同表の重油の欄に掲げる重油の量に換算する。この場合において、別表第4の適用施設の種類欄に掲げる適用施設において使用される燃料については、別表第3により換算した量に当該適用施設の種類ごとに、それぞれ別表第4の係数の欄に掲げる係数を乗ずるものとする。

〔対象地域〕

第3条 この要綱の対象地域は、市川市、木更津市、松戸市、野田市（関宿台町、関宿江戸町、関宿江戸町飛地、関宿元町、関宿元町飛地、関宿内町、関宿町、関宿三軒家、平井、東宝珠花、次木、新野井、子布内、桐ヶ作、平成、柏寺、中戸、中戸谷津、新田戸、西高野、はやま、東高野、木間ヶ瀬、木間ヶ瀬新田、岡田、岡田新田、丸井を除く）、習志野市、柏市、市原市、流山市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市及び袖ヶ浦市の区域とする。

〔対象工場等〕

第4条 この要綱の指導対象となる工場又は事業場（以下「対象工場等」という。）は、一の工場又は事業場に設置されているすべての適用施設で使用される重油の量に換算した原料及び燃料の量が1時間当たり2キロリットル以上である工場又は事業場とする。ただし、環境の保全に関する協定書第8条の規定による環境の保全に関する細目協定書を締結した工場及び窒素酸化物対策に関する覚書を締結した工場は除く。

〔指導基準〕

第5条 対象工場等に適用する指導基準は次に定める算式により算出される窒素酸化物の量とする。

$$Q = 1.86W^{0.95} + 1.31Wi^{0.95}$$

この式において、Q、W及びWiはそれぞれ次の値を表わすものとする。

Q 対象工場等において排出が許容される窒素酸化物の量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

W 対象工場等に別表第1基準となる日の欄に掲げる日（以下「基準日」という。）前から設置されているすべての適用施設（設置の工事が着手された施設を含む。）で使用される重油の量に換算した原料及び燃料の量（単位 キロリットル毎時）

Wi 対象工場等に基準日以降新たに設置されたすべての適用施設で使用される重油の量に換算した原料及び燃料の量と、基準日前から設置されている適用施設のうち基準日以降に構造等の変更がなされたすべての適用施設（基準日前に変更の工事が着手されたものを除く。）で使用される重油の量に換算した原料及び燃料の量のうち当該変更により増加する量とを合計した量（単位キ

ロリットル毎時)

なお、W及びWiの認定に当たっては、適用施設のうち、次に掲げる適用施設を除く。

- ア 使用を廃止された適用施設
- イ 予備の適用施設(他の適用施設の使用が停止されている間専ら使用されるものに限る。)
- ウ 使用を休止している適用施設
- エ 未稼働の適用施設

[適用施設設置計画書]

第6条 対象工場等の事業者は、適用施設を設置しようとするときは、様式第1により当該適用施設の設置計画書を知事に提出するものとする。

2. 新たに対象工場等(適用施設の設置、適用施設の構造等の変更又は地位の承継により新たに対象工場等となるもの。)となる工場又は事業場の事業者は、様式第1によりすべての適用施設の設置計画書を知事に提出するものとする。

[適用施設使用計画書]

第7条 一の施設が適用施設となった際、現にその施設を設置している(設置の工事が着手されたものを含む。)工場又は事業場の事業者であって、次の各号に該当するものは、当該施設が適用施設となった日から30日以内に当該適用施設の使用計画書を知事に提出するものとする。

- (1) 適用施設になったことにより、新たに対象工場等となるもの。
- (2) 現に対象工場等であるもの。

[適用施設変更計画書]

第8条 第6条第1項若しくは第2項又は前条の規定により計画書を提出した者は、適用施設が次の各号に掲げる事項に該当する場合は当該変更事項に係る適用施設の変更計画書を様式第1により知事に提出するものとする。

- (1) 適用施設の構造等の変更、適用施設の使用の廃止又は地位の承継
- (2) 適用施設の稼働状況のうち通常稼働、予備又は休止に係る状況の変更
- (3) 通常最大稼働における1時間当たりの窒素酸化物の排出量及び当該稼働時の原料及び燃料の使用量の変更

[窒素酸化物の排出量の制限]

第9条 対象工場等の事業者は、当該対象工場等に設置され通常稼働しているすべての適用施設から通常最大稼働を行った時に排出される1時間当たりの窒素酸化物の合計量を、指導基準以下にするものとする。

- 2. 対象工場等の事業者は、前項に規定する窒素酸化物の排出合計量の根拠となる適用施設ごとの通常最大稼働における窒素酸化物の排出量を、第6条第1項若しくは第2項又は第7条の規定により提出した計画書に記載した数値以下の量とするものとする。
- 3. 前項の規定にかかわらず、適用施設が前条各号に掲げる事項に該当する場合は、第1項に規定する窒素酸化物の排出合計量の根拠となる当該適用施設ごとの通常最大稼働における窒素酸化物の排出量を、同条の規定により提出した変更計画書に記載した数値以下の量とするものとする。

[計画書の審査等]

第10条 知事は、第6条第1項若しくは第2項、第7条又は第8条の規定により提出された計画書について、指導基準の適合状況を審査するものとする。

2. 知事は、前項の規定による審査の結果、計画書が適当と認められる場合は、その旨を様式第2により、当該計画書を提出した者に対し通知するものとする。

[窒素酸化物排出濃度の測定等]

第11条 対象工場等の事業者は、当該適用施設に係る窒素酸化物の排出濃度を測定するとともに排出量の把握に努め、その結果を記録するものとする。この場合において、排出濃度の測定方法及びひん度並びに結果の記録については、大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通産省令第1号)第15条第5号(常時の測定に係る部分を除く。)及び第6号の規定を準用する。

[指導基準に関する特例]

第12条 施設の更新(一の対象工場等において、新たに適用施設が設置され、それに伴い既存の適用施設が廃止されることをいう。)において、新たに設置された適用施設の重油の量に換算した原料及び燃料の量のうち、廃止する適用施設に係る重油の量に換算した原料及び燃料の量に相当する部分については、既存のものとして取り扱うものとする。

2. 千葉県内に立地する工場又は事業場が、次の各号に掲げる事業により対象地域内に移転し、新たに対象工場等になった場合は、移転前の原料及び燃料に相当する部分については、既存のものとして取り扱うものとする。

(1) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条に定める国又は地方公共団体等の実施する事業

(2) 前号以外の国又は地方公共団体等の実施する事業のうち、知事又は対象地域内の大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号)第13条第1項に規定する市(以下「政令市」という。)の長が特に認める事業

[事務の委任]

第13条 この要綱に規定する知事の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる事務(工場に係る事務を除く。)は、政令市の長に委任する。

(1) 第6条第1項及び第2項、第7条並びに第8条の計画書の受理に関する事務

(2) 第10条の審査及び通知に関する事務

附則

(施行期日)

1. この要綱は昭和58年4月1日から施行する。

(指導基準の適用期日)

2. ～4. 削除

附則

(施行期日)

1. この要綱は昭和63年2月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2. 別表第1の3の項に掲げる適用施設のうち、施行日前に設置の工事が着手されたものにあつては昭和65年1月31日までの間は、本要綱の規定は、適用しない。

3. 施行日前に改正前要綱の第6条、第7条および第8条の計画書の提出をしたものは、本要綱に基づく第6条、第7条および第8条の計画書の提出をしたものとみなす。

(指導基準等の適用の特例)

4. 別表第1の3の項に掲げる適用施設のうち、施行日前に設置の工事が着手されたものにあつては昭和66年1月31日まで、施行日以降に設置の工事が着手されたものにあつては昭和64年1月31日までの間は、第5条の指導基準及び第9条の窒素酸化物の排出量の制限の規定は、適用しない。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成15年6月6日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年8月24日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

別表第1

区分	窒素酸化物に係るばい煙発生施設	基準となる日
1	大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号。以下「令」という。)別表第1の1の項から15の項まで、18の項、19の項に掲げる施設のうち光窒素化法によるカプロラクタムの製造の用に供し、又は亜硝酸ナトリウムを用いて窒素化反応若しくはジアゾ化反応を行う工程に供する塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設、21の項に掲げる施設のうち焼成炉及び溶解炉、23項に掲げる施設のうち乾燥炉及び焼成炉及び24の項から28の項までに掲げるばい煙発生施設で、この表の2の項に掲げるものを除く。	昭和58年4月1日
2	令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち伝熱面積が10平方メートル未満のもの	昭和60年9月10日
3	令別表第1の29の項及び30の項に掲げるばい煙発生施設(専ら非常時において用いられるものを除く。)	昭和63年2月1日
4	令別表第1の31の項及び32の項に掲げるばい煙発生施設(専ら非常時において用いられるものを除く。)	平成4年4月1日

別表第2

原料の種類	原料の量	重油の量(単位 リットル)
廃棄物焼却炉において焼却される一般廃棄物	1キログラム	0.48
重油換算の必要なその他の原料	1キログラム	当該原料1キログラムの処理に伴い発生する平均的な窒素酸化物の量に相当する量の窒素酸化物を燃焼に伴い発生する重油(1リットル当たりの発熱量9千キロカロリー、窒素含有率0.15パーセント、比重0.9)の量

別表第3

燃料の種類	燃料の量	重油の量(単位 リットル)
重油(B及びC重油)	1リットル	1
A 重 油	1 "	0.95
軽 油	1 "	0.95
灯 油	1 "	0.90
原 油	1 "	0.95
ナ フ サ 油	1 "	0.90
液化石油ガス	1キログラム	1.2
液化天然ガス	1 "	1.3
石 炭	1 "	0.85
都 市 ガ ス	1 "	1.3
その他の燃料	1リットル(固体燃料又は気体燃料にあつては1キログラム)	当該燃料の量1リットル(固体燃料又は気体燃料にあつては1キログラム)当たりの発熱量を有する重油(1リットル当たりの発熱量は、9千キロカロリーとする。)の量

別表第4

適用施設の種類		係 数
石炭専焼ボイラー		3. 1
ガラス製造の用に 供する溶融炉 (タンク炉に限る。)	板ガラス	5. 8
	電気ガラス(注)	15. 1
	その他	7. 1
ガスタービン		2. 0
ディーゼル機関		20. 0
ガス機関		3. 0
ガソリン機関		3. 0
施設係数の必要なその他の施設		ばい煙発生施設の排出の 特性を考慮して設定する。

窒素酸化物に係る適用施設設置(使用、変更)計画書

年 月 日

様

提出者

千葉県窒素酸化物対策指導要綱第 6 条第 1 項(第 6 条第 2 項、第 7 条、第 8 条)の規定により、適用施設について、次のとおり提出します。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地		※ 受付年月日	
適用施設のうち異同のある施設(施設番号)	()	※ 工場又は事業場番号	
窒素酸化物に係る適用施設別原料・燃料使用量及び窒素酸化物排出量等(総括表)	別紙 1 のとおり。	※ 審査結果	

(連絡先)

- 備考 1 適用施設(施設番号)の欄は、本計画に該当する施設について施設の種類及び(市)の施設番号(既設のみ)を記入する。
- 2 ※印欄は記載しないこと。

様式第2 (第10条)

通 知 書

第 号
年 月 日

様

千葉県知事
(市長)

年 月 日 次の計画書を受付、審査した結果、相当と認められるので通知します。

工場又は事業場の名称				
計画書提出の根拠		千葉県窒素酸化物対策指導要綱第6条第1項 (第6条第2項・第7条・第8条)		
計画書の内容		適用施設の設置 (使用・変更) 計画書		
基準等	適用期日	定格重油換算の原料・燃料使用量		窒素酸化物 許容排出量
		W	W i	
		(kL/h)	(kL/h)	(m ³ /h)

備考 窒素酸化物許容排出量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態 (標準状態) における量に換算したものとする。